

第6回 熊野川懇談会

会議資料 3

委員の再任について

熊野川懇談会委員の再任について

熊野川懇談会は平成16年10月30日に設立され2年が経過しようとしております。懇談会委員の任期は、懇談会設立の日から2年間となっておりますので、10月29日をもって任期が終了することとなります。

そこで、今後とも「河川整備計画の原案」、「関係住民意見の聴き方」について審議をいただくため、河川管理者としてはひきつづき、全委員の再任および委員長、委員長代理の再任をお願いしたいと存じます。

再任の内諾をいただきましたら、委嘱の事務手続きを行なわせていただきます。

<熊野川懇談会委員の委嘱状況>

委嘱日 平成16年10月30日(設立会、第1回懇談会)
任期 自)平成16年10月30日 至)平成18年10月29日(2年間)
委嘱内容 「熊野川河川整備計画の案(直轄管理区間)」の策定にあたり、
河川整備計画の原案について意見を述べる
関係住民意見の聴き方について意見を述べる

なお、再任の手続きにあたり、規約上で再任の際の任期が定められていないため、規約の改定が必要と考えられます。規約の改定にあたりましては、委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う必要があります。

<規約の改定について(案)>

<現在の懇談会規約(抜粋)>

(懇談会運営)

第4条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は懇談会設立の日から2年間とし、再任を妨げない。



<懇談会規約(改訂(案))>

(懇談会運営)

第4条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は委嘱された日から2年間とし、再任を妨げない。